相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字向島一二九六番地、最後の住所大阪市生野区巽南一丁目一四番一九号（有料老人ホーム介遊園巽南）

被相続人　亡　石川　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

大阪市西区江戸堀一丁目二四番一五号タツト肥後橋ビル一〇〇二号

相続財産管理人　弁護士　牧田　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市大聖寺福田町四七番地、最後の住所大阪府大阪市城東区関目四丁目一四番九―一一〇七号　被相続人　亡　佐々木きよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

大阪市北区天神橋二丁目五番二五号若杉グランドビル本館六階

相続財産管理人　弁護士　外山　将平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三木市本町一丁目六一一番地、最後の住所大阪府富田林市寺池台一丁目一一番二五号　被相続人　亡　小河　信介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

大阪市北区西天満一丁目七番二〇号ＪＩＮ・ＯＲＩＸビル六階

相続財産管理人　弁護士　山口　昌之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市平野区加美南三丁目七二番地、最後の住所大阪市平野区加美南三丁目七番二九号　被相続人　亡　尾西　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

大阪市中央区平野町一―七―三ＢＲＡＶＩ北浜五階　さくら北浜法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　敬子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区三津屋中二丁目一八番地一、最後の住所大阪市淀川区三津屋中二丁目一〇番三号　被相続人　亡　若林美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館ビルディング三階

相続財産管理人　弁護士　福田あやこ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市南区妹尾一七八二番地二、最後の住所岡山県加賀郡吉備中央町宮地三三三六―一五吉備高原ルミエール病院

被相続人　亡　綾木　一江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

岡山県和気郡和気町尺所二二七番地一〇

相続財産管理人　伊賀なごみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香美市香北町太郎丸六四八番地、最後の住所高知県香美市香北町白川一七〇九番地　被相続人　亡　安岡　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

高知県香美市香北町美良布一一五〇番地三

相続財産管理人　司法書士　宮下　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県中津市山国町守実三〇四番地一、最後の住所大分県中津市山国町守実三三六番地四　被相続人　亡　池田　勝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

大分市中島西一丁目一番二八号芦刈司法ビル二〇一

相続財産管理人　司法書士　松村　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県指宿市東方七七三五番地、最後の住所鹿児島県指宿市十二町八八番地一五あいおいの郷　被相続人　亡　岩川　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

鹿児島県南九州市頴娃町牧之内二一五五番地

相続財産管理人　上村　重弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県島尻郡伊是名村字諸見四九七四番地の五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　名嘉　正成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

沖縄県名護市宮里三丁目六番一六号ラ・カサ屋嘉一〇二

相続財産管理人　中空　潤也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県島尻郡伊是名村字諸見四九七四番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　名嘉　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月七日

沖縄県名護市宮里三丁目六番一六号ラ・カサ屋嘉一〇二

相続財産管理人　中空　潤也

無縁墳墓等改葬公告

宅地造成工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年六月七日

一、墳墓等所在地　福岡県行橋市大字矢留五〇九番地

一、墳墓等の名称　真行寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　塚田相蔵、塚田セタ、福嶋榮吉、福嶋イワ、福嶋勇次郎、福嶋キク、福嶋房子、宇佐美孝子、北野虎彦、北野スエ子

一、改葬を行おうとする者　福岡県行橋市大字矢留五〇九番地　宗教法人真行寺　代表役員　有光　了悟

通常社員総会開催に関するお知らせ

社員　各位

当協会は、第十五回通常社員総会を平成二十八年六月二十三日（木）午後一時三十分から東京都港区三田三丁目一二番一二号笹川記念会館国際会議場にて開催いたしますので、ここにお知らせします。

平成二十八年六月七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

虎ノ門タワーズオフィス五階

特定非営利活動法人　日本ファイナンシャル・プランナーズ協会